

令和 6 年度

第 8 回 高森町農業委員会 議事録

令和 6 年 1 1 月 2 2 日(金)、高森町役場において農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 1 項の規定に基づき、別紙議案審議のため農業委員会を開催した。

1 出席委員

(1)農業委員

1 竹内 節男	2 城子 唯久	3 松島 浩子	4 青山 高志
5 中塚 俊文	6 寺澤 悟	7 丸山 宏充	8 木下 洋子
9 友谷 光	10 原 幸恵	11 北村 隆洋	12 樋口 貞幸
13 林 清志	14 今川 実章 ^(議長)		

(2)農地利用最適化推進委員

15 木村 直志	16 片桐 文雄	17 唐沢 弘之	18 宮下 俊
19 寺沢 正敏			

合計 19 名

2 欠席委員

3 職務のために出席した職員

農業委員会

事務局長：菅沼

事務局：下原

営農支援センター

所長：上沼／専門員：松村

4 会議への附議事項

議案第 31 号) 農地法第 18 条第 6 項の通知(報告案件)	2 件
議案第 32 号) 農地法第 3 条の許可申請	1 件
議案第 33 号) 農地法第 5 条第 1 項の許可申請	2 件
議案第 34 号) 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更申請	1 件

5 議事内容

議 長 ただ今から令和 6 年度第 8 回高森町農業委員会総会を開催します。
 よろしくお願いします。

時に午前 9 時 00 分

議 長 10 月 26 日のふるさと祭りでは農業委員会のブースを設けまして、委員の皆様、事務局の皆様に変にお世話になり、無事終えることができました。今回は新しく、「ファッションショー」を企画していただきまして、大変盛り上がったと思います。ありがとうございました。
 気温がだいぶ下がり柿の作業も始まっていますが、今年は柿が発酵したりカビがふいたり、いろいろ問題になっています。無事製品になって出荷できるように頑張っていきたいと思います。
 また、リンゴの収穫等も始まっているようですので、体調にご留意され頑張ってください。

 それでは審議事項に入りたいと思います。
 議事録署名人ですが、12 番と 13 番、よろしくお願いいたします。

 では議案 31 号の農地法第 18 条第 6 項の通知ということで報告案件ですが、議案番号 1 番を、18 番お願いします。

18 番 貸付人は山吹の M さん、借受人は山吹の Y さんです。Y さんがご高齢になったため、M さんにお返ししたいというご報告がありました。

議 長 ありがとうございました。
 続きまして議案番号 2 番を再び 18 番、お願いします。

18 番 貸付人は山吹 M さん、借受人は山吹 N さんです。この件につきましては次の議案第 32 号農地法第 3 条のほうで説明します。

議 長 はい、わかりました。
 この 2 件について何か確認事項等ありますでしょうか。
 （質問なし）
 では農地法第 18 条第 6 項につきましては受理します。

 続きまして議案第 32 号農地法 3 条の規定による許可申請、議案番号 1 番を、18 番ご説明をお願いします。

18 番 はい。申請者は譲渡人が山吹の M さん、譲受人は N さんです。資料 32-1 をご

覧ください。申請地は消防署から東側へ唐沢川を越えておよそ 200m 行った先になります。申請理由ですが、(地図上の) 申請地の下のほうは N さんの農地で、今回の申請地は M さんの農地を N さんが長期にわたって借りて桃を栽培していました。将来に向けて息子さんが退職されて戻ってこられた時に就農できるように農地を拡大したいということを考えておられ、M さんから農地を譲り受けるということになりました。確認事項についてですが、農地法 3 条の規定を満たしていることを確認しました。現在も N さんは農地を所有しており問題ないと考えます。周辺は農地であり、他への影響はないと思われます。対価は 1 m²あたり 700 円です。以上、ご審議をお願いします。

議 長 はい。ありがとうございました。
ではただいまのご説明について、他に確認事項、質問事項等ありますでしょうか。

14 番 事務局に伺います。
資料としてある「営農計画書」というのは出さなければならないものですか。

事務局 町の取り扱いの中では、70 歳以上の方が農地を取得する際は合わせて後継者の状況を確認し、農地を取得した後も農地として使われていく見込みがあるかないかの確認ということで、(様式の) 3 つ項目がある中で「申請人の年齢が 70 歳以上の場合」の記載をしていただいています。今回の場合は先ほどご説明があった通り、後継者の方がご長男で退職後に農業をされるという記載がありますので、そのあたりを踏まえてご審議いただければと思います。

14 番 わかりました。

議 長 そのほか確認事項等ありますでしょうか。
(質問等なし)
よろしいでしょうか。
それでは議案第 32 号農地法第 3 条の申請の議案番号 1 について可否を採りたいと思います。
可とされる方、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
ありがとうございました。全会一致とします。

続きまして、議案第 33 号農地法第 5 条第 1 項の許可申請ということで、議案番号 1 について、1 番ご説明をお願いします。

1 番 はい。譲受人は松川町元大島の I さん、譲渡人は愛知県の M さんです。I さんは松川町で薬局を営んでいます。資料 33-1 をご覧ください。場所は広域農道の出原のイタリアンレストラン A から西に 200m ほどのところになります。I さん

んはそこに現在別荘のようにして家をお持ちで、その手前に M さんの土地があり、M さんは県外にお住まいということで I さんに買い取っていただきたいという要望があり I さんが購入しました。宅地と農地があり、その農地の件になります。お仕事の関係もあり、この農地を宅地と合わせて「フィトセラピー」というものを始めたいということです。「フィトセラピー」というのは植物療法というもので、薬とは別に精神的なケアを目的とし、この農地で植物を植えたりしてセラピーを施していきたいといった事業で、顧客を拡大していきたいということです。この農地はもとより農振地ではなかったということで今回の申請になっています。地元の承認、水利組合の承認は得ています。生活雑排水は公共下水道、雨水は河川に流します。以上です。ご審議をお願いします。

議 長 はい。ご説明ありがとうございました。
ただいまのご説明について、他に確認事項、質問事項等ありますでしょうか。
(質問等なし)
よろしいでしょうか。
それでは議案第 33 号議案番号 1 について可否を採りたいと思います。
可とされる方、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)
ありがとうございました。全会一致でとします。

続きまして議案番号 2 について、18 番お願いします。
関連があるということで次の議案第 34 号議案番号 1 も合わせてお願いします。

18 番 はい。譲受人は愛知県岡崎市在住の S さん、譲渡人は山吹の T さんです。資料 33-2 をご覧ください。申請地は消防署から東、唐沢川の手前のところ、公民館の前になります。申請理由ですが、S さんは現在、仕事の関係で岡崎市に借家住まいをしています。子供が生まれ家族が増えたので、この機会に故郷に戻り住居を構えたいということでこの申請になりました。確認事項ですが、現地を確認しましたが、まとまった農地の中を転用するものではありません。下水も接続可能ということで、上下水道も通っていますし、この辺りが農業地域であることは理解されています。坪単価は 55,000 円です。
関連して議案第 34 号の 1 番について説明します。この土地は過去に農業振興地域を認可されていた土地でして、当初の計画では I 社によって建売の計画でしたが、融資の都合で一般住宅とする、となりましたので計画変更されました。
以上、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 はい。ありがとうございました。
農地法第 5 条第 1 項の許可申請の議案第 33 号議案番号 2 とあわせて許可後の計画変更の議案第 34 号議案番号 1 番について確認事項・質問事項ありますでしょうか。
(質問等なし)

それでは議案第 33 号議案番号 2 と議案第 34 号議案番号 1 番について一括で可否を採りたいと思います。

可とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい全会一致で可とします。ありがとうございました。

以上で審議事項を終了します。

ありがとうございました。

時に午前 9 時 17 分

高森町農業委員会議長 今川 実章

高森町農業委員会会長 今川 実章

議事録署名委員

高森町農業委員 12 番 樋口 貞幸

議事録署名委員

高森町農業委員 13 番 林 清志